

総務省 規制の事前評価書

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者に対するフィルタリング提供義務に関する規定)

所管部局課室名：総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課

電話：03-5253-5843

評価年月：平成20年9月22日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状・問題点及び必要性

インターネットは既に国民の生活に深く結びつき、その生活を豊かにすると期待されている一方、インターネット環境を健全なものにしようとする関係者の努力にもかかわらず、犯罪や自殺を誘引する情報等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報がインターネット上には数多く流通し、それによる青少年の被害が絶えない。

このような現状にかんがみ、第169回国会において「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。通称青少年インターネット利用環境整備法。以下「法」という。）が成立したところである。

法は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及びインターネット接続役務提供事業者の義務として、第17条において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には保護者から利用しない旨の申出がない限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として提供しなければならない旨を定めるとともに、第18条において、インターネット接続役務提供事業者が、その役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない旨を定めている。

法17条の携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務となる「携帯電話インターネット接続役務」とは、法第2条第7項の規定により、「携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものものとして政令で定めるもの」として、その具体的内容を政令に委任していることから、その役務の範囲を定める必要がある。また、インターネット接続役務提供事業者には様々な規模があるとともにその義務のかかる対象は広範なものであるため、法第18条に規定する「青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合」を

除くことにより、義務付けが妥当と認められる範囲に対象を限定して規制を行う必要がある。

(2) 規制の内容

ア 携帯電話インターネット接続役務の範囲（政令第1条）

法第2条第7項の規定に基づき、政令第1条において、携帯電話インターネット接続役務の範囲を、携帯電話端末又はPHS端末のブラウザを用いてインターネットを閲覧できるようにするために専ら提供されている電気通信役務（法人・団体や事業向けに提供されるものを除く）とする。

イ インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供義務が適用除外となる場合（政令第2条）

法第18条の規定に基づき、政令第2条において、インターネット接続役務提供事業者が、利用者の求めに応じフィルタリングを提供する義務を負わない場合を、そのインターネット接続役務の契約者数が5万を超えない場合とする。

2 規制の費用

(1) 遵守費用

① 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（アについて）

携帯電話インターネット接続役務（青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いもの）について、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として提供する必要があるが、現在携帯電話事業者による取組により、概ね実現している状況であることから、大きな費用は発生しない。

② インターネット接続役務提供事業者（イについて）

インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供（紹介）することが求められるため、事務手続の見直しや適切なサポート体制構築のための費用が発生する。また、自ら青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに提供する場合には、そのための費用も必要となる。

③ 利用者（ア・イについて）

利用者に義務を課すものではないため、新たな費用は発生しない。

④ 行政費用（ア・イについて）

新たな費用は発生しない。

3 規制の便益

青少年が、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィ

ルタリングサービスを利用することにより、青少年有害情報を閲覧する機会を減らすことができ、安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の健全育成に資するものである。

4 政策評価の結果

携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務（青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いもの）については、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としてその役務を提供する必要が生ずるが、現在携帯電話事業者による取組により、概ね実現している状況であることから、大きな費用は発生しない。一方で、このような役務については、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する必要性及び社会的要請は大きいものであり、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により青少年有害情報の閲覧する機会を減らすことができることを踏まえると、提供を義務付けることが妥当な範囲である。

インターネット接続役務提供事業者については、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供（紹介）することが求められており、事務手続の見直しや適切なサポート体制構築のための費用が必要になるが、5万以上の契約数を有するインターネット接続役務提供事業者とすることにより、小規模なインターネット接続役務提供事業者にとって過度な負担を課すことを避けることができる。したがって、青少年が青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用により、青少年有害情報の閲覧を制限するという目的と比較し、妥当な範囲である。

よって、当該規制は、事業者に対し法目的の達成に適切な範囲で義務を課し、事業者に対する過度な規制を定めるものではないことから、適切な水準である。

5 有識者の見解その他関連事項

本法は、衆議院青少年問題に関する特別委員会において、委員長提案により提出されたものであるが、平成20年6月10日の参議院内閣委員会における法案審議において、提出者より「フィルタリングサービスを通して、しっかりと青少年有害情報に対する対策がとられることが必要」である旨の答弁がある。

6 レビューを行う時期又は条件

青少年のインターネット利用実態及び青少年有害情報フィルタリングサービスの技術レベル等を踏まえ、必要に応じて適宜改正を行うこととする。